

大日本帝國遊報

昭和十八年三月二十九日
日本銀行總裁 宛
外資局長
日本銀行監理官

大日本帝國政府

昭和十八年三月二十九日

日本銀行總裁 宛

昭和十八年四月一日以降左記ノ實行本支店又ハ代理店ニ於テ軍人又ハ身分證明書其ノ他身分ヲ証スルニ足ル蓄類等ヲ有スル軍屬ガ中央儲備銀行券ヲ買入又ハ賣却スルニ付外國爲替管理法施行規則第九十四條第一項及全規則第百條第一項ノ規定ニ依リ全規則第十五條又ハ第十六條ノ制限又ハ報告ヲ免除致候條此段及通知候
追而右取引ノ相手方トナルヘキ實行支店又ハ代理店ニ對シ其ノ旨通知相成度

大日本帝國政府

日本銀行本店
 日本銀行大阪支店
 日本銀行神戸支店
 日本銀行廣島支店
 日本銀行門司支店
 日本銀行福岡支店
 日本銀行橫濱代理店
 日本銀行橫須賀代理店
 日本銀行宇都宮代理店
 日本銀行旭川代理店
 日本銀行弘前代理店
 日本銀行大湊代理店
 日本銀行仙臺市内代理店

大日本帝國銀行

日本銀行總行
 日本銀行大阪支店
 日本銀行神戸支店
 日本銀行廣島支店
 日本銀行門司支店
 日本銀行福岡支店
 日本銀行橫濱代理店
 日本銀行橫須賀代理店
 日本銀行宇都宮代理店
 日本銀行旭川代理店
 日本銀行弘前代理店
 日本銀行大湊代理店
 日本銀行仙臺市内代理店

明治十八年三月二十日

